破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第４４２号
岡山県高梁市落合町阿部2686番地５
債務者　奥田　秀延
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　俊夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月２日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４４３号
岡山県高梁市落合町阿部2686番地５
債務者　奥田惠美子
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　俊夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月２日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６１６号
広島県廿日市市宮島口１丁目８番14―704号
債務者　新本　敬雄
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中井　克洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月６日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６６号
山梨県北杜市長坂町長坂上条2575番地１108
債務者　小松　貞子
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木　亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月２日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５４９号
兵庫県三木市加佐320番地の１　育英ハイツ三木Ｄ棟101号
債務者　澤野　　繁
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上入佐輝史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月29日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３０１号
岐阜県可児市鳩吹台４丁目121、住民票上の住所愛知県江南市古知野町花霞141番地ジュネス花霞203号
債務者　東渕　正恭
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田　千絵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第５２５４号
大阪市福島区海老江２丁目８番28号
債務者　長澤熔材機工こと　長澤　静男
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　洞　　良隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月17日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５２５５号
大阪市福島区海老江２丁目８番28号
債務者　長澤喜美子
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　洞　　良隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月17日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５５３３号
大阪市福島区鷺洲３丁目７番39―204号　笠井方、住民票上の住所大阪市福島区鷺洲１丁目９番16号
債務者　藤本　昌則
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川　裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月17日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５６１４号
大阪府守口市大日町４丁目13番５―101号
債務者　藤原　章和
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　洞　　良隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月17日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３０８号
兵庫県宝塚市花屋敷つつじガ丘11番15号
債務者　福島　武雄
1　決定年月日時　平成23年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　賢一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月24日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第５７１１号
大阪府吹田市古江台５丁目３番15―304号
債務者　野原　英二
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川　裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月21日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３８３号
高知市越前町１丁目５番３号
債務者　西森由利子
1　決定年月日時　平成23年９月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森川　　廉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月13日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５６号
大分県宇佐市大字吉松137番地の２
債務者　山口　真史
1　決定年月日時　平成23年９月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　嶋津　　保
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月７日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２３年（フ）第４２号
静岡県菊川市和田798番地の２
債務者　岩堀　　武
1　決定年月日時　平成23年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河島　多恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月８日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２３年（フ）第４３号
静岡県菊川市和田798番地の２
債務者　岩堀　花枝
1　決定年月日時　平成23年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河島　多恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月８日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２３年（フ）第１７６８号
福岡県筑紫野市塔原南３丁目３番18号
債務者　轟木　正利
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川副　正敏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月８日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部